平成２３年（フ）第１２７６３号
神奈川県横浜市青葉区すみよし台26―２　ペアシティすみよし台Ａ―202
債務者　徳光　純一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大汐　義光
4　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３３号
茨城県古河市諸川1862番地９
債務者　臼倉　秀幸
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　和裕
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３７１号
千葉県流山市大字木132番地の２　バルドゥールⅢ番館201
破産者　高野　寛人
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７９号
千葉県柏市松葉町２丁目６番地１
破産者　有限会社エスケー企画
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８０号
千葉県柏市松葉町２丁目６番地１
破産者　有限会社鈴建
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８１号
千葉県柏市北柏３丁目14―４　サンハイツ北柏203号、住民票上の住所千葉県柏市酒井根４丁目１番23号　セジュール小倉102号
破産者　鈴木　幸彦
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８３号
千葉県流山市東初石３丁目126番地の55―216
破産者　有限会社大洋エクステリア
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８４号
千葉県柏市東逆井１丁目15番10号　キャトルセゾンＤ―202号
破産者　柳川　和臣
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３８５号
千葉県柏市東逆井１丁目15番10号　キャトルセゾンＤ―202号
破産者　柳川　和子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８７号
千葉県富津市大堀83番地５
破産者　千葉興産株式会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１２７１号
静岡県浜松市中区砂山町350番地
破産者　富士ハウス株式会社
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６９２号
東京都中央区東日本橋１丁目１番20号三幸日本橋プラザ702号
破産者　株式会社新川フーズ
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４７７号
札幌市白石区菊水９条２丁目１番21号
破産者　株式会社ムーンファクトリー
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７号
埼玉県川越市新宿町６丁目12番地27―508
破産者　有限会社ケーイーイー
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１１号
埼玉県所沢市中新井５丁目１番１―502号
破産者　有限会社山義興業
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２１号
埼玉県坂戸市八幡１丁目３番22―Ａ203号
破産者　株式会社環境コミュニティー
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２２号
埼玉県坂戸市八幡１丁目３番22―Ａ203号
破産者　有限会社トップフォー
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１１８７７号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目20―２
破産者　株式会社コンバージョン
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７１号
東京都新宿区富久町12―１―3207
破産者　伊藤　　健
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７３６号
東京都目黒区中町１丁目26―11―601
破産者　芹田　孝司
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部